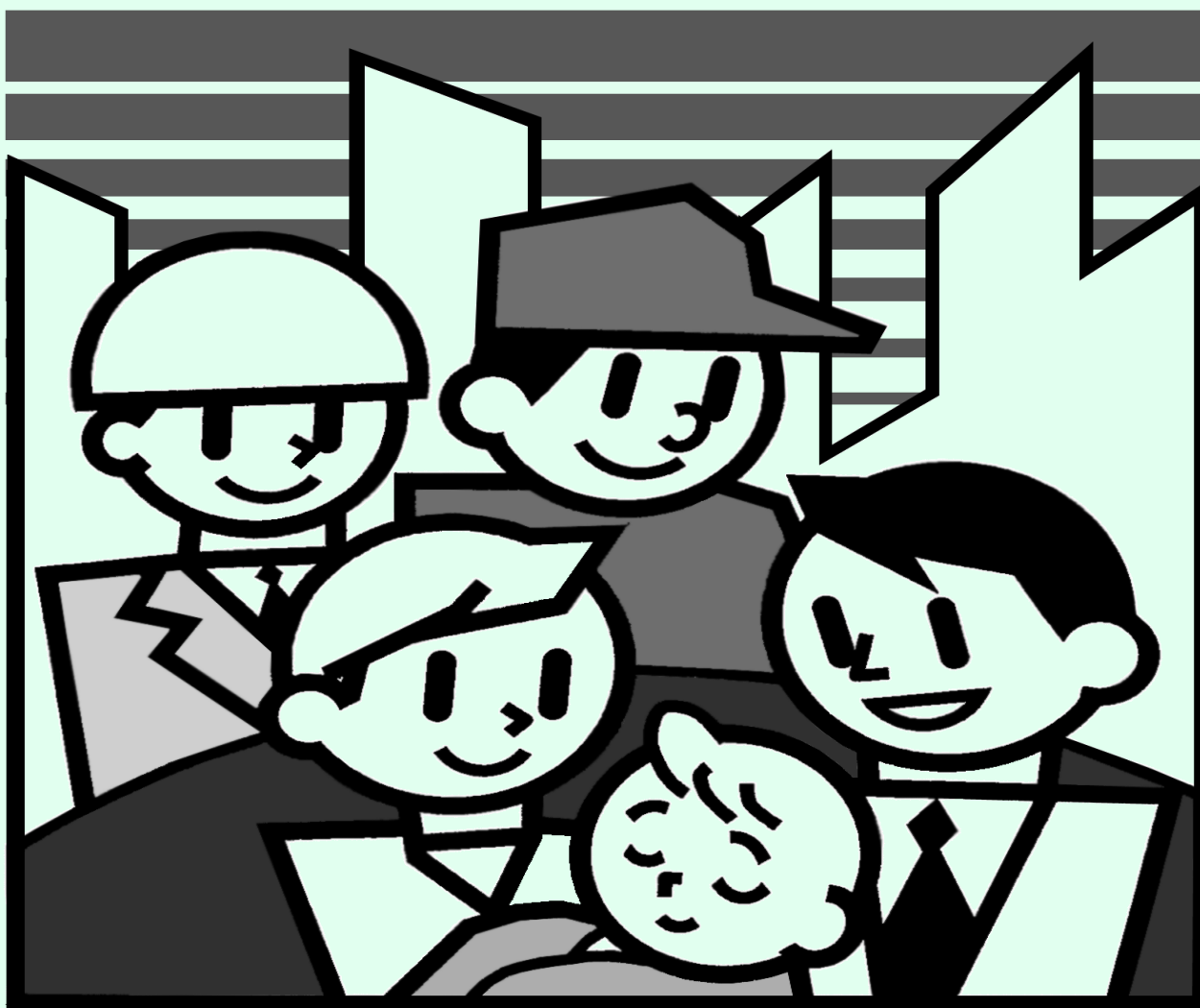


工場・事業場経営者のみなさまへ

—騒音・振動の規制基準を守り

静かなまちづくりに御協力を—



■ 届出の提出・お問合せ先（各市町村の環境担当課）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/kotsukankyo/oto/madoguchi.html>



＜最新の情報など（工場・事業場の規制について）＞

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/kotsukankyo/oto/koujou.html>



施設設置等の届出

騒音規制法・振動規制法（以下「法」といいます。）や大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」といいます。）の規制地域に、騒音や振動が発生する施設を設置する場合等には届出が必要となります。

法に基づく届出が必要な施設を「特定施設」といい、条例に基づく届出が必要な施設を「届出施設」といいます。

■届出の種類

届出の種類	届出が必要となる場合	根拠法令	提出時期
設置届出	工場の新設等、初めて特定（届出）施設を設置する場合	法第6条 条例第87条	設置工事開始の 30日前まで
使用届出	・法又は条例の改正により追加された特定（届出）施設が既に設置されている場合、 あるいは新たに規制地域となった場合 ・法の特定施設を全廃した時、既に条例の届出施設が設置されている場合	法第7条 条例第88条	改正の日、 全廃の日から 30日以内
数等変更届出	騒音：施設数が2倍を超えて増える場合 振動：種類及び能力ごとの数が増える場合	法第8条 条例第89条	変更工事開始の 30日前まで
騒音防止方法変更届出 振動防止方法変更届出	騒音・振動の防止方法を変更する場合	法第8条 条例第89条	変更工事開始の 30日前まで
使用方法変更届出 （振動のみ）	振動に係る特定施設の使用方法を変更する場合	振動規制法 第8条	変更工事開始の 30日前まで
氏名等変更届出	届出者の氏名、住所等を変更する場合	法第10条 条例第91条	変更の日から 30日以内
使用全廃届出	全ての特定（届出）施設の使用を廃止する場合	法第10条 条例第91条	廃止の日から 30日以内
承継届出	全ての特定（届出）施設を譲り受け 又は借り受けた場合	法第11条 条例第92条	承継の日から 30日以内

（注）法の指定地域において、騒音に係る特定施設を1種類でも有する（又は初めて設置する）工場・事業場については、騒音に係る条例の届出は必要ありません。振動についても同様です。

■規制地域（法第3条、条例施行規則第53条）

法の指定地域	条例の横出し地域（追加地域）
全ての地域（ただし、 <u>以下を除く</u> ） ・工業専用地域 ・空港敷地 ・工業用埋立地のうち用途地域の指定のない地域	以下の地域 ・工業専用地域のうち、法の指定地域との境界からおおむね300m以内の地域 ・大阪国際空港、八尾空港

届出が必要な施設

■騒音・振動特定施設（届出施設）一覧表（法施行令第1条、条例規則第51条）

- ・「法」の欄に○又は数値のあるものが特定施設で、「条例」の欄に○又は数値のあるものが届出施設です。
- ・表中の数値は、原動機の定格出力等の規模要件であり、記載している規模以上の施設について届出を義務付けています。（1つの施設に原動機が複数ある場合、備考欄に「合計」と記載しているものを除き、定格出力が最大のもので判断します。）

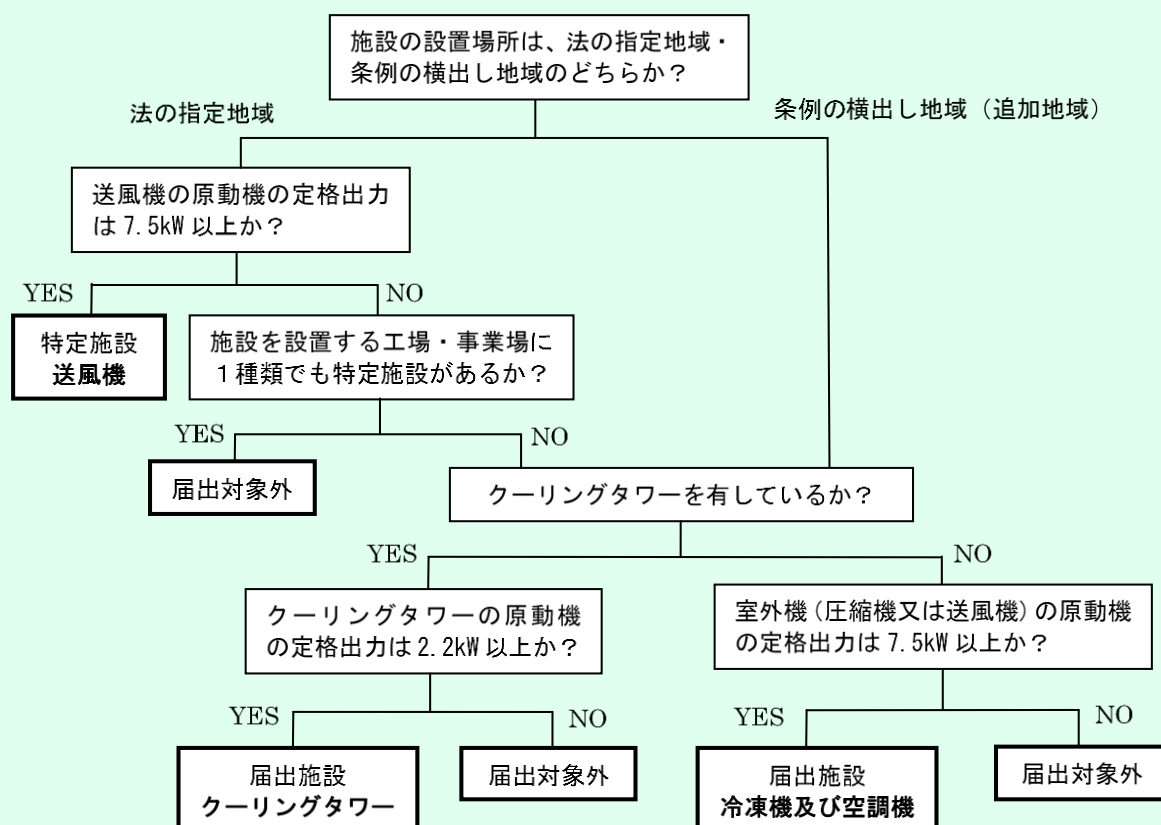
施設名		騒音		振動		備考
		法	条例	法	条例	*は、条件付きであることを示す
金属加工機械						
圧延機械		* 22.5kW	* 22.5kW			*原動機の定格出力の合計
製管機械		○	○			
ベンディングマシン		* 3.75kW	* ○		○	*ロール式に限る
液圧プレス（矯正プレスを除く）		○	○	○	○	
矯正プレス			○		○	
機械プレス		* 294kN	○	○	○	*呼び加圧能力(キロニュートン)
せん断機		3.75kW	○	1kW	○	
鍛造機		○	○	○	○	
ワイヤーフォーミングマシン		○	○	37.5kW	* 15kW	*原動機の定格出力の合計
ブラスト		* ○	○			*タンブラスト以外のもので 密閉式のものを除く
タンブラー		○	○			
自動旋盤（棒材作業用のものに限る）			○			
数値制御フライス盤			○			
マシニングセンタ			○			
平削盤			○		○	
切断機（といしを用いるものに限る）		○	○			
グライNDER （工具用及び精密加工用を除く）			* ○			*垂鉛版用以外は2台以上の 場合に限る
自動やすり目立機			5kW			
圧縮機及び送風機 ※冷凍機及び空調機に使用されている圧縮機は含まない						
空気圧縮機	（振動） 圧縮機	* 7.5kW	3.7kW	* 7.5kW	* 7.5kW	*環境大臣指定の機器を除く
空気圧縮機以外の 圧縮機			3.7kW			
送風機 ※「よくあるお問合せ」を参照		7.5kW	3.7kW			
粉砕機						
土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい、分級機		7.5kW	○	7.5kW	3.7kW	
穀物用製粉機		* 7.5kW	○		3.7kW	*ロール式に限る
穀物用製粉機を除く 食品加工用粉砕機			○		* 3.7kW	*破砕機、摩砕機を含む
その他の用に供する粉砕機			* ○		* 3.7kW	*破砕機、摩砕機を含む
繊維機械						
織機		* ○	* ○	* ○	* ○	*原動機を用いるものに限る
紡績機械			○			
編組機			* ○			*2台以上の場合に限る
撚糸機			○			

施 設 名	騒音		振動		備 考
	法	条例	法	条例	*は、条件付きであることを示す
建設用資材製造機械					
コンクリートプラント	*0.45立方メートル	* ○		○	*混練容量 *気ほうコンクリートプラントを除く
コンクリートブロックマシン			* 2.95kW	* 2.95kW	*原動機の定格出力の合計
コンクリート管・柱製造機械			* 10kW	* 10kW	*原動機の定格出力の合計
アスファルトプラント	* 200kg	○			*混練重量
木材加工機械					
ドラムバーカー	○	○	○	○	
チップパー	2.25kW	2.25kW	2.2kW	2.2kW	
碎木機	○	○			
帯のこ盤	* 15kW **2.25kW	○			*製材用 **木工用
丸のこ盤	* 15kW **2.25kW	○			*製材用 **木工用
かんな盤	2.25kW	○			
抄紙機	○	○			
印刷機械 (事務用機械、紙工機械等を除く)	* ○	* ○	2.2kW	2.2kW	*原動機を用いるものに限る
ロール機					
ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機		○	* 30kW	* 30kW	*カレンダーロール機を除く
その他のロール機 (金属及び食品加工用を除く)		○			
合成樹脂成型加工機械					
合成樹脂用射出成形機	○	○	○	○	
その他の合成樹脂成型加工機械		○		* 15kW	*原動機の定格出力の合計
鋳造型機（ジョルト式に限る）	○	○	○	○	
エヤーハンマ		○			
走行クレーン		* 5t		* 5t	*吊り上げ能力
工業用動力ミシン		* ○			*3 台以上の場合に限る
紙工機械		* 3.7kW		* 15kW	*原動機の定格出力の合計
遠心分離機		* 1.2m		* 1.2m	*直径
集じん装置		○			
かくはん機		3.7kW			
電気炉 (鉄鋼及び非鉄金属製造用のものに限る)		○			
ロータリーキルン		○			
冷凍機及び空調機 ※「よくあるお問合せ」を参照		* 7.5kW			*クーリングタワーを有せず 室外機に圧縮機又は送風機 を有するものに限る
クーリングタワー ※「よくあるお問合せ」を参照		2.2kW			
スチームクリーナー		* 7.5kW			*原動機の定格出力の合計
石材用の切断機及び切削機		○			
オイルバーナー (ロータリー式、ガンタイプ式を除く)		○			

よくあるお問合せ（冷凍機及び空調機関係）

冷凍機や空調機を設置する場合、騒音に係る届出については、送風機（特定施設）、クーリングタワー（届出施設）、冷凍機及び空調機（届出施設）のどれに該当するか、以下のフロー図から判別してください。（振動に係る届出は不要です。）

■冷凍機及び空調機に係る特定施設と届出施設の判別フロー図（騒音）



罰則等

●計画変更勧告及び改善命令（法第 9 条・第 12 条、条例第 90 条）

設置届出、変更届出（数、防止方法、使用方法）の内容が規制基準に適合しないときは、計画変更勧告を受けることがあります。

また、計画変更勧告に従わず施設を設置した場合、改善命令を受けることがあります。

●改善勧告及び改善命令（法第 12 条、条例第 86 条）

規制基準が守られていない場合、騒音・振動の防止等について、改善勧告、改善命令を受けることがあります。

●罰則（騒音規制法第 29～33 条、振動規制法第 24～28 条、条例第 112 条・第 115～117 条）

虚偽の届出等適切な届出をしない場合や、検査を拒み妨げる場合、改善命令に従わない場合には、拘禁刑、罰金又は過料が科せられます。

従業員等が業務に関して違反行為を行った場合、行為者のほかに経営者に対しても罰金が科せられます。

規制基準

工場や事業場は、その敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。（法第5条、条例第85条）

■騒音に係る規制基準

（単位：デシベル）

規制地域における区域の区分		時間の区分	朝・夕	昼 間	夜 間
第一種	第1・2種低層住居専用地域、田園住居地域		45	50	40
第二種	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域		50	55	45
第三種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域		60	65	55
第四種	工業地域、条例の横出し地域（工業専用地域の一部等）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60	65	55
		そ の 他 の 区 域	65	70	60

（注）朝とは午前6時から午前8時、昼間とは午前8時から午後6時、夕とは午後6時から午後9時、夜間とは午後9時から翌日午前6時の間を指します。

■振動に係る規制基準

（単位：デシベル）

規制地域における区域の区分		時間の区分	昼 間	夜 間
第一種	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、用途地域の指定のない地域		60	55
第二種（Ⅰ）	近隣商業地域、商業地域、準工業地域		65	60
第二種（Ⅱ）	工業地域、条例の横出し地域（工業専用地域の一部等）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域	65	60
		そ の 他 の 区 域	70	65

（注）昼間とは午前6時から午後9時、夜間とは午後9時から翌日午前6時の間を指します。



大阪府

環境農林水産部環境管理室事業所指導課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21階

電話番号 06-6210-9588

令和6年11月発行

